

死亡に伴う主な手続き

死亡に伴う各種届出については下記のものを持参し、平日に町民課又は各支所へ届出してください。

(葬式等が御済になって、一段落してから届出してください。)

記

- 斎場使用料
- 印鑑 (認印可)
- 国民健康保険証 (加入している方)
- 国民健康保険高齢受給者証 (持っている方)
- 後期高齢者医療被保険者証 (加入している方)
- 葬祭費等を振込むための喪主 (家族) の方の通帳
- 年金証書 (受給している方)
- 介護保険被保険者証 (持っている方)
- 印鑑登録証 (登録している方)
- 障害者手帳 (持っている方)
- 住民基本台帳カード (持っている方)

※亡くなった方により持参するものが異なりますので、ご不明な点は問合わせして下さるようお願いいたします。

問合せ先	町民課総合窓口係	岩崎支所	大戸瀬支所
電話番号	74-2111 (内) 140	77-2111	76-2311